

流域水害対策計画による取組状況について

千歳川流域水害対策協議会 幹事会

令和8年3月17日

【令和7年度】流域対策実施内容・翌年度実施予定(1/6)

千歳川流域水害対策計画 目次			項目名	計画での想定される 対策	令和7年度実施内容	令和8年度実施予定
章	節	項				
4	1	1	国が行う河川の整備	・堤防整備、河道掘削	【札幌開発建設部】 ・堤防整備（千歳川、旧夕張川、輪厚川、島松川、嶮淵川、祝梅川） ・河道掘削（輪厚川、旧夕張川）	【札幌開発建設部】 ・堤防整備 ・河道掘削
4	1	2	北海道が行う河川の整備	・堤防整備、河道掘削	【札幌建設管理部】 ・島松川：JR橋から上流 R7 樋門工等実施 ・ルルマップ川：西7線ルルマップ橋から上流 R7 市道橋架替工事実施 ・南九号川：本川 排水機場～遊水地区間完了 R7 ウレロッチ川 本川合流点から終点部まで 河道掘削等実施	【札幌建設管理部】 ・島松川：JR橋から上流 R8 樋門工等実施 ・ルルマップ川：西7線ルルマップ橋から上流 R8 市道橋架替工事実施 ・南九号川：本川 排水機場～遊水地区間完了 R8 ウレロッチ川 本川合流点から終点部まで 河道掘削等実施
4	1	3	市町が行う河川の整備	・河道掘削、浚渫、護岸整備、雑木伐採等	【江別市】 ・浚渫、雑木伐採の実施（明野川） ・護岸工の整備、補修（明野川） 【千歳市】 ・普通河川等の浚渫、草刈りを実施 【北広島市】 ・大曲地区の市街地内を流れる中の沢川の床浚いを120m程度実施。 【長沼町】 ・浚渫、雑木伐採等	【江別市】 ・浚渫、雑木伐採の実施(志文別川) 【千歳市】 ・普通河川等の浚渫、草刈りを実施する予定 【恵庭市】 ・ユカンボシ川の護岸崩壊箇所の整備予定 【北広島市】 ・大曲地区の市街地内を流れる中の沢川の床浚いを120m程度実施する予定。 ・輪厚地区の市街地内を流れる輪上川の床浚いを150m程度実施する予定。 【長沼町】 ・浚渫、雑木伐採等
4	2	1	河川管理者が行う排水機場の増強	・排水機場等の整備	【札幌開発建設部】 ・馬追運河排水機場の増強に向けて検討を実施。検討：R6～	【札幌開発建設部】 ・馬追運河排水機場の増強に向けて検討を実施。検討：R6～

【令和7年度】流域対策実施内容・翌年度実施予定(2/6)

千歳川流域水害対策計画 目次			計画での想定される 対策	令和7年度実施内容	令和8年度実施内容
章	節	項目名			
4	2	2	河川管理者以外が行う排水機場等の整備	<p>【江別市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水路の浚渫、雑木伐採の実施(登満別排水路、中樹林集水路) <p>【千歳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用排水路の床ざらい、草刈り、排水機場の維持補修を実施 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水路、排水機場等の適切な維持管理 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水機場の維持管理、農業用排水路の草刈り・支障木等処理・床浚い等を実施した。 <p>【長沼町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水路、排水機場等の整備 <p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 江別太排水機場に係る集水区域における排水路の整備 	<p>【江別市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水路の浚渫、雑木伐採を実施する予定(登満別集水路) <p>【千歳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用排水路の床ざらい、草刈り、排水機場の維持補修を実施する予定 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水路、排水機場等の適切な維持管理 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水機場の維持管理、農業用排水路の草刈り・支障木等処理・床浚い等を実施する予定 <p>【長沼町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水路、排水機場等の整備 <p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 江別太排水機場に係る集水区域における排水路の整備
4	2	3	排水釜場の整備	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水対策が未整備の樋門に、排水釜場の設置を計画 設置可能な釜場の検討を実施 	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水対策が未整備の樋門に、排水釜場の設置を計画 設置可能な釜場の設計を実施
5	1		河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用国有地等を活用した雨水貯留浸透施設の整備について検討を実施 	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用国有地等を活用した雨水貯留浸透施設の整備について検討を実施
6	1		特定都市下水道の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (気候変動を踏まえた)整備優先順、雨水貯留管等の整備の事業計画見直し 雨水出水浸水想定区域の指定 内水ハザードマップの作成 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内水浸水想定区域図の作成(R6～R7)及び公表 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水出水浸水想定区域の指定及び、区域図の作成(令和8年3月予定) 	<p>【各市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域図等の検討
7	2		雨水貯留浸透施設	<p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設(学校・公園等)・公用地等の雨水貯留浸透施設等の整備検討・実施 民間事業等による更なる雨水貯留浸透施設の整備促進の取組 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大曲つつじヶ丘公園で大型複合遊具の更新を行った際は、既存のダスト舗装を維持して整備を行い浸透能力を維持させた。 	<p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の雨水貯留浸透施設等の整備検討 民間事業での更なる雨水貯留浸透施設の整備促進の取組を維持していくよう検討 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> R8年度に改修を予定している北広公園の遊具改修工事の際にも、既存のダスト舗装を残し整備し浸透能力を維持させる予定。

【令和7年度】流域対策実施内容・翌年度実施予定(3/6)

千歳川流域水害対策計画 目次			計画での想定される 対策	令和7年度実施内容	令和8年度実施予定
章	節	項目名			
7	3	水田の活用 (「田んぼダム」)	・普及や啓発による取組対象面積の拡大	【恵庭市】 ・環境保全会による水田貯留機能向上活動(田んぼダム)の実施 【北広島市】 ・令和7年度は新たに2名の取り組みがあり、7名約54haで実施した。(農業者個人が先行して取り組んだものを含む)	【江別市】 田んぼダム普及に向け農業従事者への周知 【恵庭市】 ・環境保全会による水田貯留機能向上活動(田んぼダム)の実施 【北広島市】 ・令和7年度に7名約54haで実施した内容で引き続き実施する予定。(農業者個人が先行して取り組んだものを含む)。
7	4	ため池の治水利用	・運用ルールを検討	【恵庭市】 ・施設管理者との協議	【恵庭市】 ・施設管理者との協議
7	5	既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	・防災調整池等の指定検討(洗い出し)	【恵庭市】 ・防災調整池等の指定検討	【恵庭市】 ・防災調整池等の指定検討
9		下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	・関係機関との情報共有体制の検討	【各市町】 ・運転調整実施済み	【各市町】 ・情報共有体制を検討予定
10		都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	・建設物の耐水化への取組	【札幌開発建設部】 ・水害リスク把握の参考として内外水統合型の多段階の浸水想定図・水害リスクマップ等を作成	【各市町】 ・内外水統合型の多段階の浸水想定図・水害リスクマップ等を活用して取組必要箇所を確認予定
11	1	貯留機能保全区域の指定の方針	・貯留機能保全区域の候補地選定 ・指定に向けたスケジュール検討	【北海道庁】【各市町】【札幌開発建設部】 ・候補地の検討 ・一部の候補地では指定に向けた関係機関による確認等を実施	【北海道庁】【各市町】【札幌開発建設部】 ・貯留機能保全区域の指定に向けた調整 ・引き続き、候補地の検討

【令和7年度】流域対策実施内容・翌年度実施予定(4/6)

千歳川流域水害対策計画 目次			計画での想定される 対策	令和7年度実施内容	令和8年度実施予定
章	節	項目名			
12	1	地域防災計画、防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの更新 ・地域防災計画見直し ・防災、情報伝達訓練等の実施 	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所合同巡視(江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町) ・水防訓練の実施(排水ポンプ車による排水訓練の実施、水防工法訓練への参加) ・防災訓練の実施(千歳市、恵庭市、長沼町、南幌町、北広島市) <p>【江別市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの配布 ・出前講座の実施(訓練支援) ・総合防災訓練 ・市職員に対する研修 ・校長会・教頭会における防災研修の実施 ・水害タイムラインを用いた災害図上訓練(市職員に対する災害対応力の強化) <p>【千歳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、防災訓練等により、洪水・土砂災害ハザードマップの周知を実施 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の見直し ・防災・情報伝達訓練の実施 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画、水防計画の修正及び見直し ・水防訓練をはじめとした各種防災訓練の実施 ・地域の防災リーダーである防災士、北海道地域防災マスターとの連携強化の実施 <p>【南幌町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 <p>【長沼町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画見直し～長沼町地域防災計画改訂(令和7年3月改訂・4月発行) ・防災、情報伝達訓練等の実施 <p>【気象台】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が作成・更新する地域防災計画やハザードマップへの助言等協力 ・市町等が実施する防災訓練に参加し、各機関の防災体制・連絡体制の充実に協力 ・気象台が市町村等を対象に「気象防災ワークショップ」を実施し、防災担当職員等の防災対応力の強化に協力 	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所合同巡視 ・水防訓練の実施 ・防災訓練の実施 <p>【江別市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの配布 ・出前講座の実施(訓練支援) ・総合防災訓練 ・市職員に対する研修 ・校長会・教頭会における防災研修の実施 ・水害タイムラインを用いた災害図上訓練(市職員に対する災害対応力の強化) <p>【千歳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、防災訓練等により、洪水・土砂災害ハザードマップの周知を行う予定 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の見直し ・防災・情報伝達訓練の実施 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画、水防計画の修正及び見直しを行う予定 ・水防訓練をはじめとした各種防災訓練を実施する予定 ・地域の防災リーダーである防災士、北海道地域防災マスターとの連携強化を図る予定 <p>【南幌町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を実施予定 <p>【長沼町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長沼町地域防災計画改訂(令和8年3月改訂・4月発行) ・防災、情報伝達訓練等の実施 <p>【気象台】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が作成・更新する地域防災計画やハザードマップへの助言等協力 ・市町等が実施する防災訓練に参加し、各機関の防災体制・連絡体制の充実に協力 ・気象台が市町村等を対象に「気象防災ワークショップ」を実施し、防災担当職員等の防災対応力の強化に協力 ・令和8年度出水期からの新たな防災気象情報について、上記の取組等を通じ自治体の防災対応への反映に協力する。「気象防災ワークショップ」の改良も予定

【令和7年度】流域対策実施内容・翌年度実施予定(5/6)

千歳川流域水害対策計画 目次			計画での想定される 対策	令和7年度実施内容	令和8年度実施予定
章	節	項目名			
12	2	流域住民の水防意識の高揚など	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ハンドブックの作成、配布等 ・防災教育の実施 ・水害に強い土地利用方式、建築方式のPR ・まるごとまちごとハザードマップの整備 ・流域内リレー方式講習会の実施 ・防災、河川、排水機場に関する勉強会の開催 ・効果的な防災対策の内容を習得できる講習会等の開催 ・現地体験、出前講座、流域全体でのツーリズムの促進 	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南幌町治水感謝式 ・防災講習会(マイタイムラインの作成) <p>【江別市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイタイムラインの作成案内 ・出前講座の実施(訓練支援) ・市職員に対する研修、図上訓練 ・避難確保計画に基づく避難訓練に対する助言・指導 ・避難行動要支援者名簿の更新 ・個別避難計画の作成 ・市内小学生、保護者対象の見学会(水害の歴史と治水事業、排水機場) <p>【千歳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民防災講座等による防災教育を実施 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の実施 ・防災・河川に関する勉強会の開催 ・効果的な防災対策を習得できる講習会等への参加 ・現地体験、出前講座・流域全体でのツーリズムの促進 ・避難行動要支援者個別避難計画の普及と作成推進 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する出前講座や防災教室は、開催を要望する町内会単位で実施。(出前講座・防災教室 28件、延べ参加人数は1,603名。うち浸水想定区域の町内会等開催は5件、参加者325名。) ・地域の防災リーダーである防災士、北海道地域防災マスターに対し各種防災訓練へ参加の呼び掛けをおこない、地域住民への防災意識高揚へ繋げる働きかけを実施 <p>【南幌町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策、避難所設置・運営に関する出前講座の実施 <p>【長沼町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の実施 ・防災、河川、排水機場に関する勉強会の開催 ・出前講座 <p>【気象台】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成機関が実施する学校防災教育、水防訓練において講演やパネル展示等による気象防災の普及啓発により、流域住民の安全知識の普及啓発、水防意識の高揚につなげる ・気象台が流域住民を対象とした「気象庁ワークショップ」を用いた防災啓発を実施し、流域住民の安全知識の普及啓発、水防意識の高揚につなげる 	<p>【札幌開発建設部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南幌町治水感謝式 ・防災講習会 <p>【江別市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイタイムラインの作成案内 ・出前講座の実施(訓練支援) ・市職員に対する研修、図上訓練 ・避難確保計画に基づく避難訓練に対する助言・指導 ・避難行動要支援者名簿の更新 ・個別避難計画の作成 <p>【千歳市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民防災講座等による防災教育を実施する予定 <p>【恵庭市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ガイドブックの一部修正(防災気象情報の改正) ・防災教育の実施 ・防災・河川に関する勉強会の開催 ・効果的な防災対策を習得できる講習会等への参加 ・現地体験、出前講座・流域全体でのツーリズムの促進 ・避難行動要支援者個別避難計画の普及と作成推進 <p>【北広島市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する出前講座や防災教室は、開催を要望する町内会単位で実施する予定。 ・地域の防災リーダーである防災士、北海道地域防災マスターに対し各種防災訓練へ参加の呼び掛けをおこない、地域住民への防災意識高揚へ繋げる働きかけを実施する予定 <p>【長沼町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の実施 ・防災、河川、排水機場に関する勉強会の開催 ・出前講座 <p>【気象台】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成機関が実施する学校防災教育、水防訓練において講演やパネル展示等による気象防災の普及啓発により、流域住民の安全知識の普及啓発、水防意識の高揚につなげる ・気象台が流域住民を対象とした「気象庁ワークショップ」を用いた防災啓発を実施し、流域住民の安全知識の普及啓発、水防意識の高揚につなげる ・令和8年度出水期からの新たな防災気象情報について、上記の取組等を通じた周知・啓発を行う。「気象庁ワークショップ」の改良も予定

【令和7年度】流域対策実施内容・翌年度実施予定(6/6)

千歳川流域水害対策計画 目次			計画での想定される 対策	令和7年度実施内容	令和8年度実施予定
章	節	項目名			
12	3	洪水時及び発災時の 情報収集・伝達	・町内会、自主防災組織、防災協定締結企業等の民間団体等との情報伝達訓練の実施	【札幌開発建設部】 ・市町村向け川の防災情報による河川水位や排水ポンプ場情報の共有 ・出水時に千歳市及び長沼町に河川水位、樋門操作状況等を情報提供 【江別市】 ・出前講座(避難訓練支援、防災講話等) ・防災情報提供サービスの登録推進 【千歳市】 関係機関と連携して千歳市総合防災訓練を実施 【恵庭市】 ・町内会、自主防災組織、防災協定締結企業等との情報伝達訓練等の実施 【北広島市】 ・広報紙、ホームページ、出前講座等による情報伝達 ・地域の防災リーダーである防災士、北海道地域防災マスター等との連携強化を図り、市の防災体制についての理解促進(地域住民への間接的伝達効果) ・出前講座や防災教室を通じて、災害時の情報伝達方法の周知 【南幌町】 ・自主防災組織との防災体験会の実施 【長沼町】 ・総合防災訓練の定期開催 【气象台】 ・情報伝達訓練等に参加し、各機関・住民が災害時に迅速な防災活動が行えるように支援 ・石狩川下流域外減災対策協議会等に積極的に協力	【札幌開発建設部】 ・市町村向け川の防災情報による河川水位や排水ポンプ場情報の共有 ・出水時に千歳市及び長沼町に河川水位、樋門操作状況等を情報提供 【江別市】 ・出前講座(避難訓練支援、防災講話等) ・防災情報提供サービスの登録推進 【千歳市】 関係機関と連携して千歳市総合防災訓練を実施する予定 【恵庭市】 ・町内会、自主防災組織、防災協定締結企業等との情報伝達訓練等の実施 【北広島市】 ・広報紙、ホームページ、出前講座等による情報伝達を実施予定。 ・地域の防災リーダーである防災士、北海道地域防災マスター等との連携強化を図り、市の防災体制についての理解促進を図る予定(地域住民への間接的伝達効果) ・出前講座や防災教室を通じて、災害時の情報伝達方法の周知する予定 【長沼町】 ・総合防災訓練の定期開催 【气象台】 ・情報伝達訓練等に参加し、各機関・住民が災害時に迅速な防災活動が行えるように支援 ・石狩川下流域外減災対策協議会等に積極的に協力 ・令和8年度出水期からのR8.5に実施する防災情報体系整理に伴い、「大雨」や「河川氾濫」の各情報名称そのものにレベル数字を付けて発表し、警戒レベルとの相関をよりわかりやすくする
13	1	既存ダムの洪水調節機能強化	・漁川ダム事前放流の実施体制構築	【札幌開発建設部】 ・事前放流により洪水時に活用可能な容量を利水容量から確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める ※令和7年度は、事前放流が必要となる規模の出水は無し	【札幌開発建設部】 ・事前放流により洪水時に活用可能な容量を利水容量から確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める
13	2	浸水区域における建築物の耐水化	・耐水化に向けた取組		
13	5	「千歳川・流域治水GOODマーク」認定制度(仮称)の設立	—	【全機関】 ・認定基準、インセンティブ、周知手法等について検討	【全機関】 ・認定基準、インセンティブ、周知手法等について検討
13	6	流木対策	—	【環境事務所】 ・支笏湖集団施設地区(支笏湖温泉地区)内の水辺の管理・運営	【環境事務所】 ・支笏湖集団施設地区(支笏湖温泉地区)内の水辺の管理・運営

【札幌開発建設部】千歳川流域における河川整備の取組

◆「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定により「千歳川流域水害対策計画」策定に伴い、流域治水整備事業により河川整備を加速化。

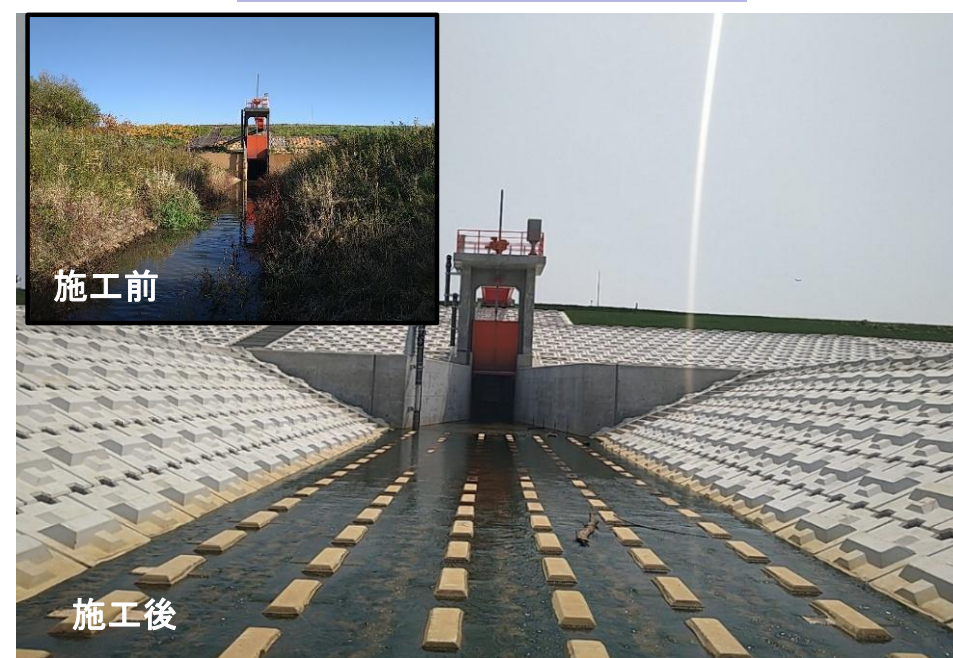
令和7年度実施内容

- ・ 堤防整備等
- ・ 河道掘削等

音江別川(堤防整備)



中央長都樋門(改築工事)



令和7年度 河川整備後

【札幌開発建設部】地域防災計画、防災体制の強化

- ◆江別河川事務所・千歳川河川事務所では、千歳川の重要水防箇所での合同巡視を関係自治体と毎年実施しており、首長はじめ関係者が危険箇所等の把握と、出水時の体制・河川情報ツールの確認等を行っている。
- ・今年度は重要水防箇所のうち、実際に工事が行われている場所にて巡視を行い、整備の進捗状況を確認しながら、リスク情報・知見の共有を図った。



千歳市



恵庭市



長沼町



北広島市



【札幌開発建設部】防災意識の向上

◆千歳川河川事務所では、関係自治体の総合防災訓練に参加し、流域治水の取組をパネル展示によりPRしたほか、千歳川の洪水の歴史や事業概要のパネル、災害対策用機械等の展示を行い防災意識の啓発を図った。

展示パネルによる流域治水の取組説明



R7.9.7 千歳市総合防災訓練



R7.10.6 長沼町総合防災訓練



災害対策用機械等の展示



R7.8.31 南幌町総合防災訓練
土のう造成機



R7.10.6 長沼町総合防災訓練
待機支援車

災害体験装置の展示



千歳市総合防災訓練 降雨体験装置



R7.9.10 北広島市地域防災訓練
地下浸水体験装置

【札幌開発建設部】防災教育の実施に関する工夫

◆千歳川河川事務所では、河川協力団体の親子で参加する防災イベントに、マイタイムラインの講師として参加し、いざという時の備えのためマイタイムラインの作成を行った。



千歳川河川事務所職員の説明を聞きながら、親子でマイタイムラインを作成している様子



教材には、国土交通省水管理・国土保全局で公表している逃げキッドと長沼町防災マップを使用

【札幌開発建設部】国営江別南幌土地改良事業



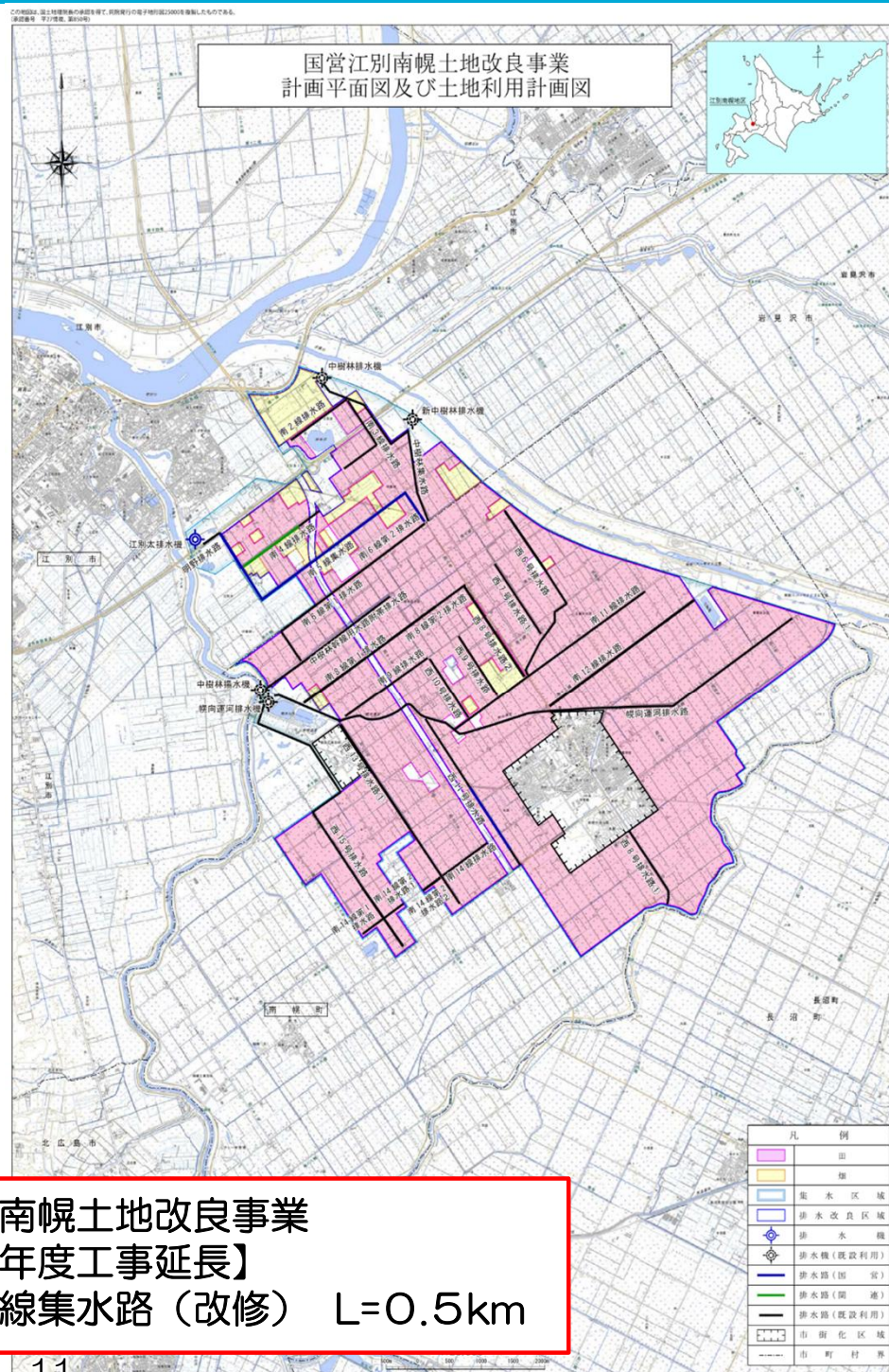
南5線集水路 着手前 (R7年)



南5線集水路 施工中 (R7年)



南5線集水路 完成 (R7年)



国営江別南幌土地改良事業

【令和7年度工事延長】

・南5線集水路(改修) L=0.5km

- ◆南九号川は、昭和56年8月上旬の台風12号により流域内の農地の半分以上が浸水する大きな被害を受けたほか、平成11年、12年、13年と3年連続の水害が発生したことから、平成15年より河川改修事業に着手している。
- ◆河道の掘削による河積の拡大を行い、流域内の農地などの浸水被害を防止する。

【取組】

令和7年度は本川および支川ウレロッチ川の改修工事を実施し、特定都市河川流域内の流域対策に取り組んでいる。

東6線南9号橋上流【R7年度施工箇所】



■令和7年度実施内容

- ・ 施工箇所
南9号排水機場から上流
- ・ 施工内容
河道掘削、排水工、橋梁架替等

- ◆ 柏木川は、昭和56年8月の洪水により家屋浸水など多大な被害が発生したため、昭和58年より河川改修事業に着手している。
- ◆ その後も昭和61年9月、平成2年4月の洪水により浸水被害が発生したため、平成3年より島松川の改修にも着手している。

【取組】

令和7年度は樋門工、および次年度以降の工事実施に向けた調査設計を実施している。

島松川【過年度施工箇所】



■ 令和7年度実施内容

- ・ 樋門工、調査設計

◆ルルマップ川は、昭和56年8月の洪水により家屋浸水など多大な被害が発生したため、昭和59年より河川改修事業を下流から実施した。現在までに柏木川合流点から約2.1kmまでの河川改修が完了。令和7年度より南18号橋の工事に着手している。

【取組】

令和7年度より橋梁工に着手し特定都市河川流域内の流域対策に取り組んでいる。

南18号橋【着手前】



■令和7年度実施内容

- ・ 施工箇所
南9号排水機場から上流
- ・ 橋梁工、調査設計等

◆札幌建設管理部では、例年土砂災害に対する防災訓練の実施を依頼しており、令和7年度については千歳市総合防災訓練に参加し、土砂に起因する災害が起こるメカニズムや防止施設の効果等を模型を使って広く周知した。

【取組】

令和7年度千歳市総合防災訓練に参加し、砂防堰堤の模型を使用して土砂に起因する災害発生のメカニズムや防止施設の効果を周知した。



【江別市】江別市が行う河川の整備と防災体制の強化

◆令和7年度の実施内容（次年度以降も継続実施予定）

『床ざらい・雑木伐採』『総合防災訓練』『防災図上訓練』『地域連携避難所運営訓練』『出前講座による防災教育、防災啓発活動』など

【取組】ハード対策

■河川等床ざらい状況（10～2月）



■雑木伐採



【取組】ソフト対策

■自主防災研修会

第1回 5月24日 95人参加
第2回 1月31日100人参加予定



■地域連携避難所運営訓練

（7月12日）82人参加
（12月13日）88人参加



■見学会（防災啓発活動）

水害の歴史と治水事業、排水機場見学（10月25日：小学生及び保護者対象）



【千歳市】千歳市が行う河川の整備

◆千歳市の管理区間の河川において、河川施設の維持補修を行うとともに、大雨などの影響により河川が増水した際に、治水機能が確保できるよう、河川の浚渫などを実施している。

【取組】

令和7年度は、幌加川の浚渫をL=910m実施



【千歳市】防災知識の普及啓発

◆ソフト対策の主な取り組みとして、自主防災組織や町内会の防災担当者等に向けた防災教育等を継続して実施し、地域における災害リスクの周知や家庭内備蓄の推進、洪水・土砂災害ハザードマップの周知を行い、防災知識の普及啓発を図っている。

【取組】

1 市民防災講座による防災教育の実施

- ・昭和56年8月の水害について共有
- ・内水・洪水についての知識教養
- ・全国的な豪雨災害状況について（質疑応答を含めて実施）



2 関係機関と連携して千歳市総合防災訓練を実施

市民の自助・共助、市及び関係機関等の公助への理解等による防災意識の高揚、及び市と防災関係機関等との連携強化を図ることを目的に開催。

令和7年度は北海道開発局や自衛隊などの防災関係機関、自主防災組織等を結成している町内会などの40団体以上と連携し、降雨体験や車中泊仕様の車両展示など防災学習を実施し、総勢1,348名が総合訓練に参加した。



3 防災協定の積極的な締結

避難所生活において、被災住民が安心して生活できるよう民間企業との積極的な防災協定の締結を実施した。

- ①発泡スチロール製品（ポリエチレンシート・魚箱）の提供に協定
- ②キッチンカーによる炊き出しの実施に関する協定



【恵庭市】流域対策取組状況

◆令和7年度 取組内容

- ・雨水流出抑制に関する指導、宅地等開発行為に関する指導、北島遊水地導水路の床ざらい、田んぼダムの実施。
- ・災害対策本部訓練の実施。

北島遊水地導水路床ざらい状況
(毎年実施)



災害対策本部訓練の実施
(毎年実施)



田んぼダムの実施
(毎年実施)



雨水流出抑制に関する指導
(毎年実施)



【恵庭市】流域対策取組状況

- ◆自主防災組織の結成が年々進んでいる中、地区ごとに災害を想定した訓練の実施と練度が今後さらに求められています。
- ◆恵庭市では、単一町内会のみではなく、複数の町内会や学校が連携し、防災訓練を実施している事例が増えています。

中央地区で実施した防災訓練の様子

●日時:令和7年11月9日(日) ●場所:恵庭市立松恵小学校 ●参加人数:28名



防災講話



備蓄品保管場所見学



ダンボールベッド設営



簡易トイレ・テント設営

【北広島市】北広島市が行う河川の整備

◆北広島市では、北広島市が管理する区間において、沿川地域の市街地・農地等への浸水被害の防止・軽減を目的として、浚渫や倒木処理、雑木伐採等の整備を行っている。

【取組】

令和7年度実績：市街地への浸水被害防止・軽減を目的として中の沢川の浚渫を実施。浚渫延長 L=約120m
農地等への浸水被害防止・軽減を目的として、十線川の雑木・倒木の処理を実施。

中の沢川浚渫



十線川雑木・倒木処理



【北広島市】流域住民の水防意識の高揚

◆北広島市では、未曾有の大洪水となった昭和56年洪水以降の40年以上、中小規模の出水は一定程度あるものの大規模な出水が発生しておらず、住民等の洪水に対する意識低下が懸念されるため、町内会などの団体を対象に市が想定する災害（水害・土砂災害・地震）に対する防災への取り組みについて周知している。（出前講座（防災教育）の実施）

【取組】

令和7年度実績：開催数28件（うち浸水想定区域内の町内会5件）、参加人数延べ1,603名（令和8年1月28日現在）

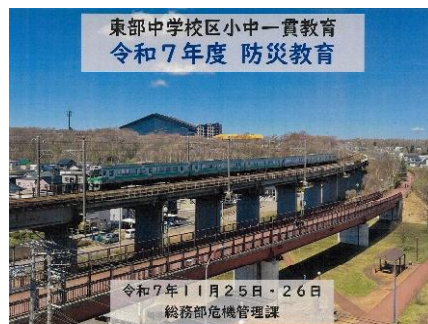


令和7年11月25日開催の防災教育の状況



令和7年11月25日開催の防災教育状況

（表紙）



防災教育 当日の説明資料(抜粋)

本日の予定

- 1 避難所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)
- 2 備蓄品(段ボールベッド)の組立・格納体験

北海道版の愛称「Doはぐ」

北海道 (Hokkaido) の「Do」 HUGをやってみよう! の「Do」

ゲームのやり方 (3/11)
避難者カード

- ・1枚のカードが避難者1人を示します
- ・カードには避難者個人や世帯の情報が記述されています
- ・カードの大きさは、体育館の中で1人あたりが使用できるスペースです

受け入れのイメージ

段ボールベッド①【訓練用】セット内容

天板×4 段ボール箱×6 段ボール箱(小)×24

【北広島市】「田んぼダム」の取組

◆北広島市では、水田の排水口に流出調整器具を設置し、排水量を調整する水田の活用（「田んぼダム」）を推進している。

【取組】

令和7年度実績：7名約54haで「田んぼダム」の取組を実施



調整板設置状況

※写真は通常時のものであり、湛水時は調整版を上下反転させて使用

【南幌町】住民への水害対策周知の取組

◆南幌町では、昭和56年の洪水以降、大規模な出水が発生しておらず、住民等の洪水に対する意識低下が懸念される。地域自治会を対象に水害の歴史や河川整備の概要、遊水地の見学など防災講習会を実施する。

【取組】防災講習会の実施

南幌町では町民を対象とした防災訓練を実施しているほか、地域自治会を対象に防災知識の普及啓発のため防災体験会を実施してきた。今後は、河川事務所と共同で防災講習会を実施する。



南幌町防災訓練



地域自治会を対象とした防災体験会

【長沼町】水害リスクを自分事として捉えよう

- ・出前講座や1日防災学校を開催。町内行政区や団体、学校等に出向き、防災意識の高揚を図った。
- ・頻発する災害に備え、平時より防災教育に触れることで被害対象の減少につなげる狙い。

【具体的な取組事例】町内小学校及び高校にて1日防災学校を開催



段ボールベッドの組み立て体験(長沼小学校)



防災講話・避難所開設体験(長沼高校)



引き続き、町民の防災意識高揚に繋がる機会を増やしていく。また、水害等の被災経験がない年齢層に対しても、いつ身の回りで起きても不思議ではない“自分事”として捉えてもらうべく、町の治水の歴史や排水機場の見学を盛り込む等、講話内容の充実を図りたい。

【札幌管区気象台】ワークショップ形式での防災啓発

- 令和8年出水期より、防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 防災講話や訓練における防災展示等の取組に加え、流域市町**防災担当者や住民を対象としたワークショップ**の実施等、「**我が事感をもった**」実践的な防災啓発をとおして、防災気象情報の利活用に関する普及・啓発の活動を一層推し進めます。

気象台が実施するワークショップ形式の普及啓発（防災気象情報の体系整理に伴い、ワークショップを改良する予定）

気象防災ワークショップ

自治体等防災担当者向け

地元気象台から発表される防災気象情報に基づく
地方公共団体等の**防災対応を疑似体験**！



石狩振興局



空知総合振興局

気象庁ワークショップ

学校防災教育・地域住民への普及啓発に

地元気象台から発表される防災気象情報に基づく
避難行動（警戒レベル）を疑似体験！



由仁町防災訓練



由仁町防災訓練



気象防災ワークショップ



気象庁ワークショップ

気象庁ホームページ「気象防災ワークショップ」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-ws2/index.html>

気象庁ホームページ「気象庁ワークショップ」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-ws/index.html>

その他の 普及啓発の 取組



防災講話



防災訓練での展示



学校防災教育

【石狩森林管理署】治山ダムの整備

- ◆当計画地は、恵庭市の西部に位置しており、平成26年9月の豪雨にて国道の橋梁等に被害を及ぼした土砂崩壊、土石流が発生した。
- ◆近年の降雨特性・山地災害を踏まえ、現在も河床内に大量の土砂が不安定な状態で堆積しており、不安定土が流出した場合、下部にある国道及び林道に被害を与えるおそれがある。
- ◆このため、当該事業により土砂流出を抑制し、下流域の保全を図るため計画したものである。

【取組】 漁川治山工事(床固工)新規3基、補修2基 実施予定
※R7年度は予算状況等により未施工。施工に向けて検討中。



貯留機能保全区域 概要

『貯留機能保全区域の指定の方針』（千歳川流域水害対策計画（令和6年7月26日策定）P.78より）

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても内水等による浸水が想定される「遊水地域」及び「低地浸水地域」のうち盛土等を行うと家屋被害等増大が想定される農地や未利用地について、水田等の土地利用形態や住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、流域内全市町（江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町）において区域指定の検討を行う。

貯留機能保全区域に指定されると・・・

届け出が必要

・盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為（次ページ参照）



事前の届出が義務付け

・都道府県知事等は、届出に対し必要な助言・勧告をすることができます。

メリット

特例措置が受けられます！

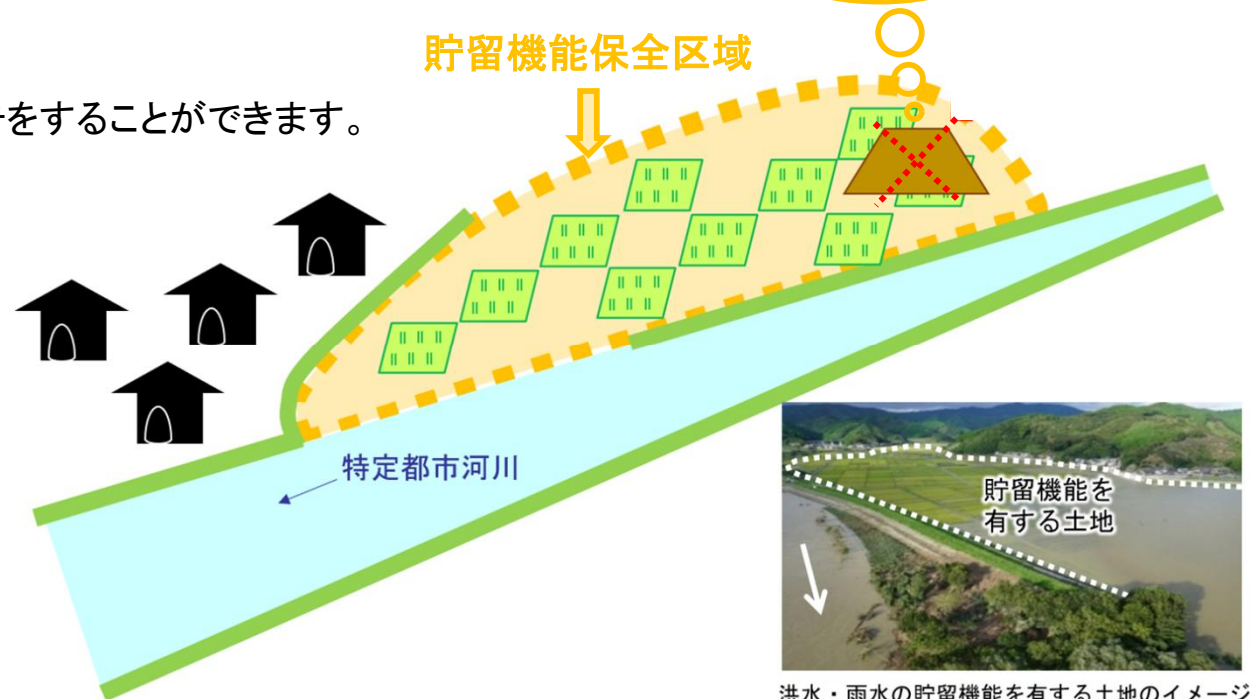
・盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置を実施。

・指定を受けている土地に係る

固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする

特例措置※が受けられる。 ※～R10.3.31に指定を受けた土地

例えば、農地として利用し続けるなど、**盛土や塀を設置しない場合、届け出不要**
3年間は減税



洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ

貯留機能保全区域において届出が必要な行為

貯留機能阻害行為

届出不要

- ◆ 通常の管理行為
- ◆ 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - ・区域内の土地の維持管理のために行う行為
 - ・仮設の建築物等の建築その他の区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為 ※次頁
- ◆ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

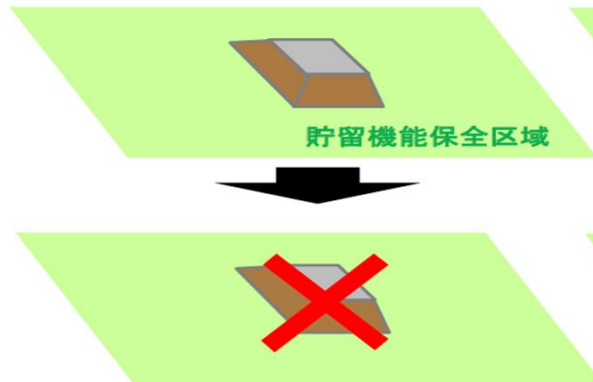
届出必要

- 盛土、塀の設置
- 止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置※

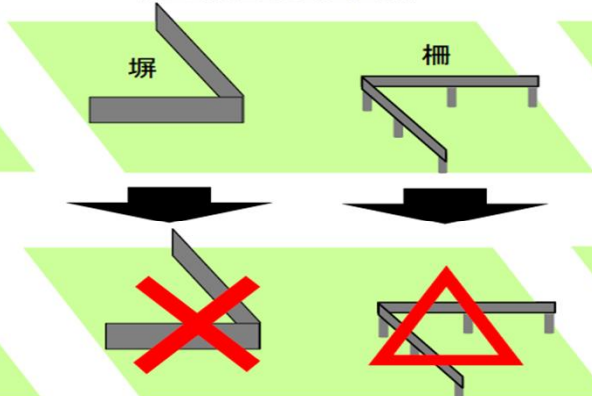
貯留機能阻害行為ではない行為

- ◆ 水の流れに抵抗しないとみなされる構造物の設置
(設計上の考え方、基礎の構造や根入れの深さ等から判断)

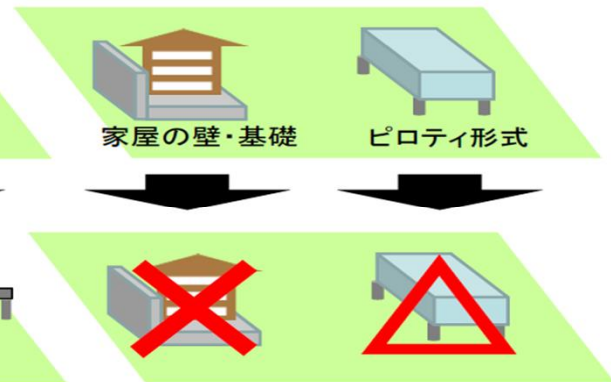
盛土(法律事項)



塀の設置(法律事項)



止水壁等の設置(省令事項)



× : 中止することを求める

△ : 届出行為の詳細や土地の利用に関する事項を踏まえ、必要に応じて工法の変更や中止を求める

貯留機能保全区域になっても届出を要しない行為

届出不要

(i) 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為

区域内の土地が農地等に利用されていて、その形態を保持するために必要な修繕や補修のことであり、区域内の土地の形状の原形復旧等が考えられる。

例えば、以下の行為が該当

- ・ **畦道の補修**
- ・ **水路や暗渠等の既存物件の原形復旧**（物件の構造や規模の変更を伴う場合を除く。）
なお、原形復旧は、指定時点の土地の形状や物件の設置状況を基本とする。

(ii) 仮設の建築物の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為

一時的な利用の目的、かつ、将来的に撤去されることが明確な仮設物等であり、利用後に当該区域が有する効用が利用前の状態に回復されることが確実な場合。

例えば、以下の行為が該当

- ・ **客土（施肥）のために一時的に土（施肥）を区域内に保存する行為**
- ・ **収穫した稲わら、牧草等を一時的に堆積する行為**
- ・ **工事に伴う土砂等の仮置き**
- ・ **イベント等の開催期間中の仮設の建築物等の建築・設置**

先行事例(大和川)

◆令和6年7月30日に大和川特定都市河川流域内の奈良県川西町と田原本町において、貯留機能保全区域の指定がなされている。

- ✓ 川西町唐院地区では、大和川などの水位上昇により、毎年のように内水氾濫が発生
- ✓ 令和5年6月豪雨でも内水氾濫が発生し、河川沿いの低地が浸水。この豪雨では家屋浸水は免れたが、家屋周辺の低地(田畑)が開発等により盛土された場合、逃げ場を失った内水が周辺家屋等にまで拡大することが懸念



内水により家屋周辺が浸水



内水氾濫の状況

- ✓ 天理市庵治町(おうじちょう)周辺の住宅地や田原本町西代周辺の田畑では、寺川の水位により、内水氾濫が発生しやすい
- ✓ 平成29年10月豪雨では大規模な内水氾濫が発生し、78軒の家屋浸水被害も発生

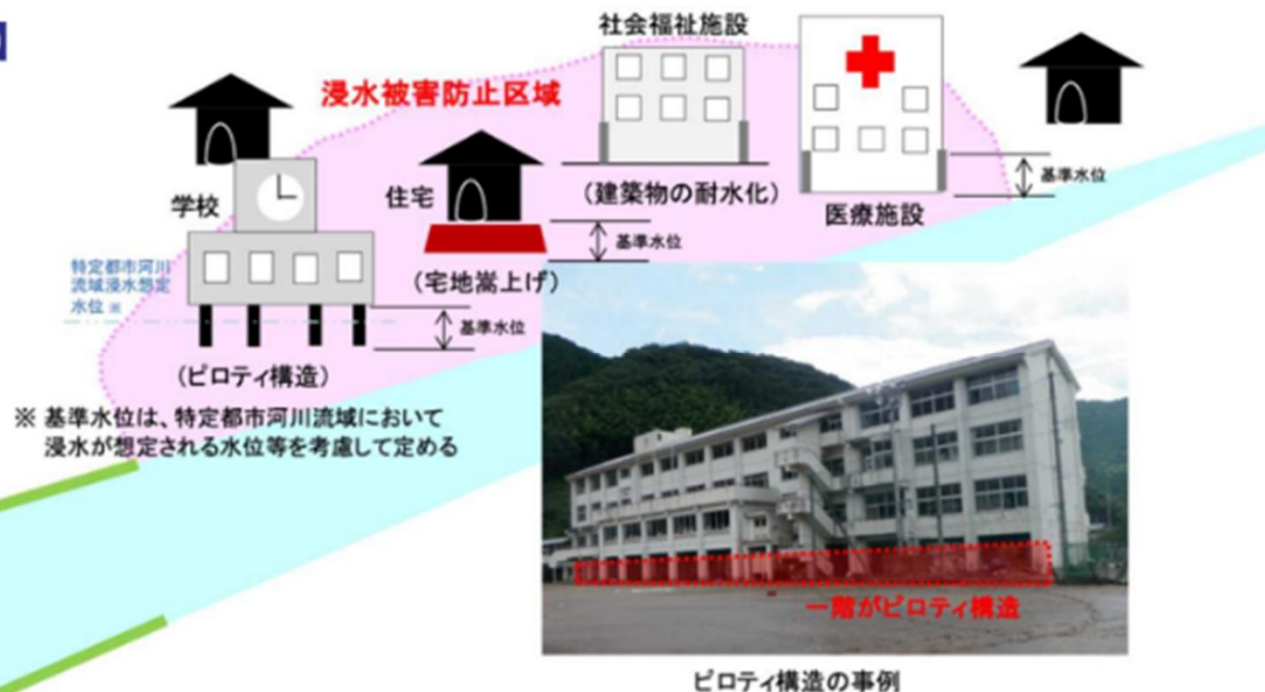


※浸水被害については、事例にあるような宅地だけでなく、農地についても被害拡大を確認することで指定することが可能。

浸水被害防止区域 概要

- 高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。
- 開発規制については、住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。
- (あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。

浸水被害防止区域の指定にあたっては、**都市浸水想定を踏まえ**、ハード整備後においても内水等による浸水が想定される「**低地浸水地域**」において、**水害リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)**等を参考として、**現地の地盤の起伏や土地利用形態等を考慮した上で**、**北海道知事**が市町長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて**指定する**ものとする。

なお、浸水対策を実施しても一部において50cm以上の浸水が想定される箇所が存在するが、都市計画や立地適正化計画における市街化区域や居住誘導区域ではないため、当面の間、浸水被害防止区域の指定は行わない。

千歳川流域水害対策計画 p80より



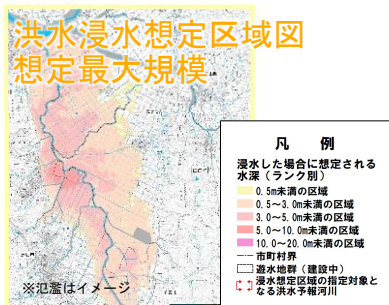
今後のまちづくりの参考となるよう、

「内外水統合型の多段階の浸水想定図・水害リスクマップ」作成・公表の取組を実施

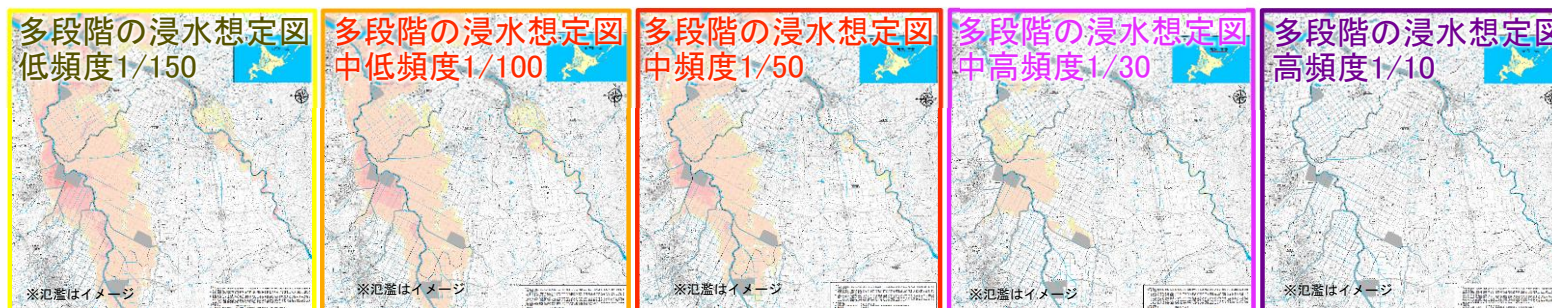
現在公表の洪水浸水想定区域図と多段階の浸水想定図・水害リスクマップ

- 国土交通省は、**水防法に基づき、住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨での「洪水浸水想定区域図」**を公表しており、自治体が作成する**洪水ハザードマップ**に活用されている。
- これに加えて、**土地利用や住まい方の工夫の検討、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組の推進を目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」および「水害リスクマップ」**を公表している。現在公表の図は**主要河川（国管理）の外水氾濫のみ**のため、**中小河川の内外水氾濫の水害リスク情報を追加する必要がある。**

洪水浸水想定区域図



多段階の浸水想定図

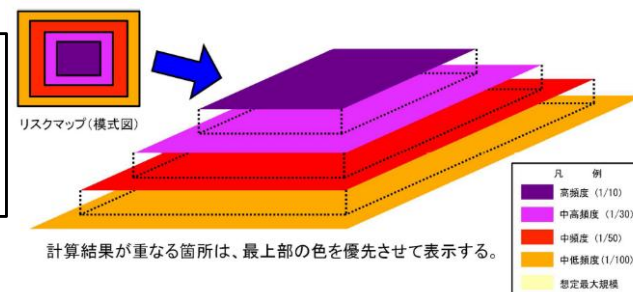
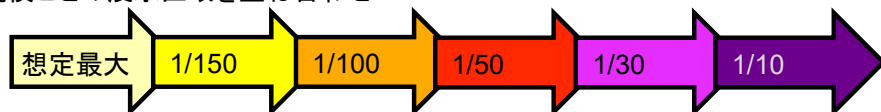


- 想定最大規模、高頻度から低頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100、1/150）に作成した洪水浸水想定図。
- 現在公表の図は、**主要河川（国管理）の外水氾濫のみ**を対象。

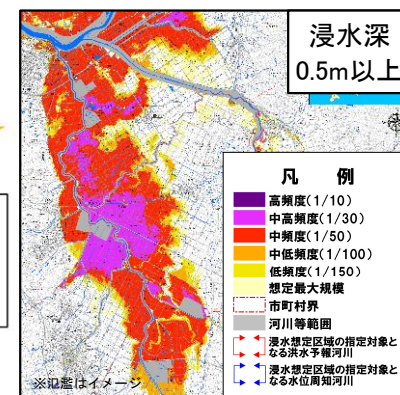
水害リスクマップ（浸水頻度図）

- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（浸水あり、0.5m以上（床上浸水以上）、3.0m以上（1階軒下浸水以上））に重ね合わせて作成した図面。
- 現在公表の図は、**主要河川（国管理）の外水氾濫のみ**を対象。

確率規模ごとの浸水区域を重ね合わせ



浸水範囲の着色方法のイメージ



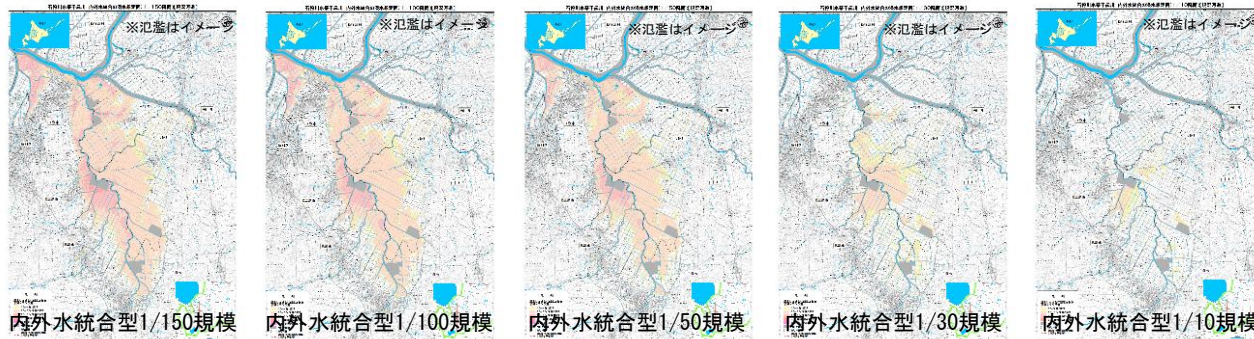
今回作成の内外水統合型の多段階の浸水想定図・水害リスクマップ

■ 現在公表の主要河川※¹(国管理)の外水氾濫に加えて、**主要河川※¹(北海道管理)**の外水氾濫、**その他河川※²**の内外水氾濫(その他河川の氾濫が卓越する降雨シナリオ)、**下水道等※³**の内外水氾濫(下水道等の氾濫が卓越する降雨シナリオ)を重ねた**内外水統合型の多段階の浸水想定図、水害リスクマップ**を作成中。

※¹:水防法に基づく、洪水予報河川・水位周知河川 ※²:主要河川以外の一級河川・二級河川
 ※³:主要河川やその他河川以外の水路等(準用河川、普通河川、下水道、各種排水路)

● 内外水統合型の多段階の浸水想定図

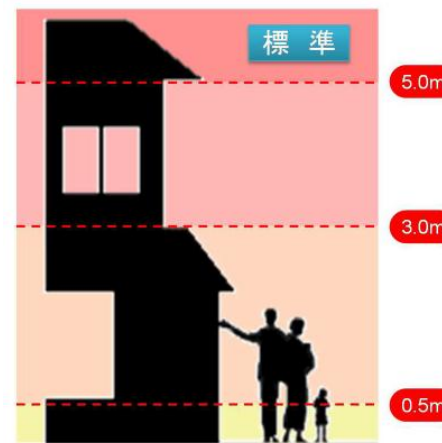
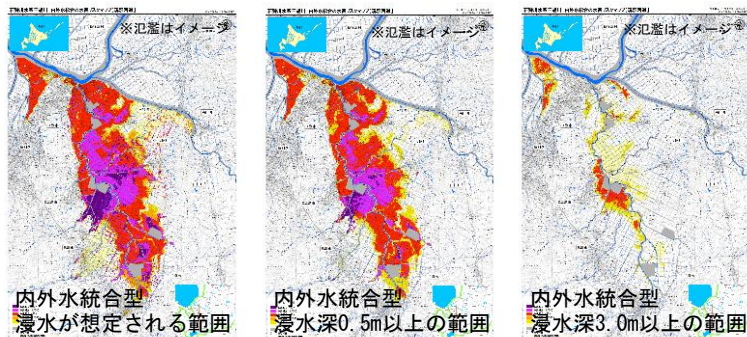
→ 現在公表の洪水浸水想定区域図(L2: 想定最大規模、L1: 計画規模)と同様の表示方法(右図凡例参照)で、降雨規模: 1/10(高頻度), 1/30(中高頻度), 1/50(中頻度), 1/100(中低頻度), 1/150(低頻度)の図を作成。



● 内外水統合型の水害リスクマップ

→ 以下3種類の浸水深レンジ毎に浸水頻度(右図凡例参照)で色分けした水害リスクマップ図を作成。

- ・ 浸水が想定される範囲 ※ 主要河川以外の浸水想定図は0.1m未満の浸水範囲を除外
- ・ 浸水深0.5m以上の範囲 ※ 1階の床高以上が浸水する(床上浸水相当以上)程度
- ・ 浸水深3.0m以上の範囲 ※ 1階の軒下以上が浸水する(1階軒下浸水相当以上)程度



浸水ランクによる色分け

